

平成 22 年度第 5 回理事会議事録

平成 22 年 12 月 1 日 (水)

(財) 武藏野市福祉公社

平成22年度 第5回 財団法人武藏野市福祉公社理事会

1. 開催日 平成22年12月1日(水) 午後6時00分から午後7時25分まで

2. 会場 大東京信用組合ビル 5階大会議室

3. 理事の現在数 6名 (定足数 4名)

4. 出席者	理事長(議長) 会田 恒司	理 事 安達 高之
	理 事 大野 壽三枝	理 事 加瀬 裕子
	理 事 安藤 真洋	理 事 河中 欽

5. 議事日程

日程第1 議事録署名人の選出

日程第2 議案第10号 財団法人武藏野市福祉公社準職員就業規則の
改正について

日程第3. 議案第11号 事務所移転に係る補正予算について

6. 議事内容

開会：午後6時

理事長よりあいさつがあり、議案及び議事の取り扱いについての説明が行われた。

事務局長より寄附行為第25条の規定により議長は理事長があたることを告げ、上記記事について逐次審議することとなった。

理事長が開会を告げ、定数6名、出席理事6名で、寄附行為第26条による定足数を満たし理事会が成立したことを報告した。

[議事の経過の概要および議決の結果]

第1. 議事録署名人の選出

・議事録署名人には安達理事と加瀬理事を選出、全員一致でこれを承認した。

第2. 議案第10号「財団法人武藏野市福祉公社準職員就業規則の改正について」及び

議案第11号「事務所移転に係る補正予算について」について、配布資料に基づき事務局長及び総務課長が説明をし、その後逐次質疑に入った。

・会田議長：労基署の説明はわかったが、いわゆる従業員からの承諾書というのは全員から得られる可能性というのは、どの程度なのか。先ほど、アンケートというお話もあったが、その辺の見通しをお話しください。

・藤井総務課長：35名で、今回のアンケートにも全員答えてくれたので、意見書については全員もらえると思っている。

・会田議長：それは12月1日付でということか。

・河中常務理事：はい。

・安達理事：この施行期日が23年1月1日ということだが、1月分、つまり2月21日に支払う給料から適用するということか。

・藤井総務課長：これは1月21日の予定です。

・安達理事：1月1日から施行するのなら、1月1日から1月末日までの給料というのは、翌月の21日ということにならないか。

・藤井総務課長：はい。

・安達理事：だから、実質的に翌月の21日に支払う給料から適用されるというように読めるのだが。施行期日が1月1日ということになりますね。1月1日から1月31日までの給料を翌月の21日に払いますというふうにならないかなと。であれば、そんなに問題ないのではないかと。

・高橋管理係長：当初、この件については、労働条件の不利益ということがあるので、市側や労働組合の関係者に相談しながら進めてきたが、おっしゃるとおり、1月から施行するに当たって、1月の賃金については2月に支給するということが原則になっている。

今回も、急に一時で繰り下げをすると、かなり間が空いてしまうので、1月は14日、2月はここにあるように、段階的に15日、3月は18日という形で、4月の段階から21日という形で引き続き行つていこうと思っていたところです。1月1日から適用するとしたのも、私の確認がちょっと不十分だったのですが、市側からすれば、支給が1月の支給であれば、1月1日からの適用でよかろうという、そういったアドバイスを、そのまま、今回、議案としましたが、労基署の見解は、対象賃金の労働起算日から以前に規則改正を行うべきだろうというのが見解でしたので、そのようにした。

・大野理事：労働基準法のことを、余り正確に理解していなくて恥ずかしいのですが、労働条

件の不利益変更になるから、労働基準監督署に届け出るに際して、労働者の過半数同意が必要だということで、その届け出について、福祉公社が就業規則の変更を届け出るとともに、労働者の過半数の同意も届け出なければいけないと。そういう労働基準法上の条件をすべて満たせるのは、12月とか、おくれてしまうので、きちんと労働基準法上要件を満たせるのが、この理事会決議だけはだめなので、12月とか1月になってしまふ。そうすると、改定時期1月1日としてもおくれてしまうだろうと、そういうことですね。

・高橋管理係長：そのとおりです。順番としては、規則改正にかかる理事会の議決が、まずあり、その理事会の議決を経た後に、変更した旨を労働者へ伝え、それに対する意見書をいただいて規則改正の届け出に、その意見書を添付して、労基署へ届け出て、実際に対象就業開始日以前であれば、それが一番ベストな手順ということなので、今回、繰り下げを行うとなれば、1月1日適用開始としても、1月の賃金支給日である2月の支給日からの繰り下げということで、1月は従来どおり10日の支給を行わなければならないという、そういう関係になっていきます。

・大野理事：しかし、対象職員の方たちからは同意を得ているので、1月も14日には変更するということですね。

・高橋管理係長：労基署の、電話に出ていただいた方の見解としては、アンケートはあくまでアンケートで、意見書として正式にもらっているわけではないので、アンケートと意見書を分けて考えてほしいということがあった。ですので、実際に意見書を今から労働者の方からもらって、理事会の議決を経て、変更の通知の旨を、当然労働者等へ行った上で、届け出をするのであれば、労基署としては受け付けないものではないが、労働者側から、気が変わって、やはりこれはちょっと違法なのではという問い合わせがあれば、それは24条に抵触するという答えになる可能性はあると、そういったニュアンスの回答でした。

・会田議長：整理をしたいと思うが、今の事務局の答えだと、議案第10号の別紙1というところの4番の経過措置というところに、平成23年1月の賃金支給日は14日と書いてあるけれども、14日でなくて、これは従来どおりで、この1行は削除しないとおかしくならないか。大野理事の趣旨はそういう趣旨ですね。これを14日でそのままいくのであれば、先ほど、藤井課長のほうから説明があったように、すべて12月1日付でやらないと、14日というふうにならないと思うのですが、その辺は事務局ではどのように整理されているのか。

・藤井総務課長：理事長が、今言った通りです。1月の賃金支給日の14日というのは、ここに載せるとおかしなことになる。

・高橋管理係長：申しわけありません。労働基準法をきちんと順守していくというスタンスであれば、この1月14日支給というのは、もう現実的に、本日12月の賃金支給起算日に入っているので、法に触れてしまうことになるので、そうであれば、ここを削除する形にしていくとともに、適用開始日が1月1日からにする。ただ、全員の同意の意見書がきちんととれるという前提で、法には抵触するという部分はあるが、それでも検討いただけるのであれば、当該職員に十分な説明をした上で、1月からの繰り下げができるかどうかと思っておる次第です。

・会田議長：事務局の提案はどっちなのか、はっきりさせてください。

・高橋管理係長：事務局としましては、1月分の支給分から繰り下げを行いたいと思っている。ただ、意見書について、当該労働者から疑義が1人でもあれば、それは取りやめをしていきたいと思っている。

・会田議長：本来、労働者の同意を得た上で理事会に諮るべきなんでしょう。それがとれていないのに、12月1日付で全部やろうというところが、まず非常に、困難性が高いし、ハイリスクであるから、事務局の提案としては「23年1月の賃金支給日が14日」と書いてある、これの1行を削除するという提案だというように、私は理解したが、そうではないのか。

・河中常務理事：今回の提案というのは、事実上、1月10日の支給ができないことによる措置ということで、提案をしたところだが、理事会の開催日程等の関係もあり、こういう形になってしまった。ですので、一応、事務局としては、この形の提案をした上で、理事会に諮りたい、そういう趣旨で、今、説明したところです。

・安達理事：中4日ということで無理があるが、来年のこよみを見ていただきたいのだが、8日が土曜日で、10日が休みとなるので、7日に支給ということになってしまう。そうなるととても電算が入れない。逆に電算は、もうスタートてしまっている訳ですから、こちらを延ばすということはできない。銀行振込の伝送を延ばす。伝送をここでやるから、中4営業日前に銀行に持ち込まなければいけないということなのでしょう。だから、そっちを延ばせば普通にやれちゃう。何かそんな感じ。

・藤井総務課長：結論は、理事長が先ほど言ったように、1行目の「1月14日」というのは削除。では、1月の支給は7日で間に合うのかという話だと思うのですが、実は、大信を通すと、中4営業日ということになるのですが、コンピュータで三菱銀行からダイレクト振込というのができるのですね。ただ、給与という形では明記されないが福祉公社から入ったということはわかる。それだと、スピードイーに7日までに振り込める状況です。ですから、1月については、三菱銀行のほうからダイレクトで振込を行う。2月からは、先ほど言ったような形で適用

するということで、1行目は削除して、1月の対処法としては、三菱銀行からのダイレクト振込で行うということで考えていきたいと思う。

ご質問ないようでございますので、それでは、議案第10号については、4番の経過措置のところの「平成23年1月の賃金支給日は14日」、この1行は削除した形で、2月以降の賃金支給日以降は有効であるということを前提にしていただきまして、この削除した原案のとおり決することに賛成の方は挙手お願いいたします。挙手全員でございます。よって本案は1行を削除した上、原案のとおり決することにいたしたいと存じます。

次に議案第11号、事務所の移転にかかる補正予算についての議題に移ります。事務局の説明をお願いいたします。常務理事。

・加瀬理事：実は、私個人の家も改修をしており、ちょうど時期が重なったので、いろいろと考えるところがある。

それで、やはり感じたことは、多分、使う資材によって値段も変わってくるのだということ。こういうものは、普通、仕様書というのがあって、例えば壁は、ここにE P塗装と書いてあるけれども、私はよくわからない。そういう、どのくらいのレベルのものを使うのかということによっても随分違うので、見積書を見ても、一概にこれが正しいものかどうかを判断するのは難しいのですが、仕様書はありますか。

・河中常務理事：施工業者から出された仕様書はある。

・加瀬理事：その仕様書に従ってセカンドオピニオンというか、専門の部署に問い合わせたということだが、それが正当な見積もりだという意見をもらったのか。

・河中常務理事：まず、市役所の施設課ですが、ここでは、直接工事原価、それに対してどれくらいの現場管理費や一般管理費が、どういう割合で計上されるかというような考え方についての示してもらった。さらに現在、このレイアウト図を支援してもらおうと考えていた一級建築士の専門家に、この仕様を渡してチェックをしてもらっている最中だ。これを来週、契約するまでに、適正な見積もりであるかどうかをチェックしてもらった上で、契約に臨みたいと考えている。

・加瀬理事：普通、役所でものをつくるときには、どういう仕様にするかということを決めて、値段を書かずに入札をしたり、少なくとも相見積もりという形でやっていくと思う。実は、横

浜市福祉サービス協会も、新しいものをつくるということで、まず設計の見積もりを2,500万くらいになるかなと思っていたが、このところ、随分競争が激しいらしく、8社くらいのすべてが2,000万以下の入札価格だったそうです。結局、落札したのが1,200万ということで、当初の見込の半額で済んだわけです。そういう話を聞いていると、1社だけに、信頼関係があるし、いろいろと便宜を図ってもらっているということはあるだろうが、この契約を進めたことに対する理事の責任は、説明できないなと思うが、ほかの理事さんはどのように思うか。

○安藤理事 値段の妥当性ということですね。それが、十分はっきりしていないと思うのですが、理事会の機能としては、補正予算を認めるか認めないかという、最終的なところであって、今、補正がなぜ必要なのかという理由を説明されたと思うのですが、この額を全部支出してもいいよと決まったとしても、今後の、今、加瀬理事が言ったような値段交渉というのは、まだまだこれからもしていく必要があると思うが、それはいかがか。

・河中常務理事：先ほども言ったとおり、この6,370万の見積額を、さらに圧縮する方向での交渉は進めている。

・大野委員：賃貸者契約の契約書の契約期間というのは3年ということで、先ほどもここは一時的なものだという話でしたが、もし本当に3年間だけの使用であれば、この改修工事費は結構高いなど、私は思ったのですが、実際の見込と言うか、それはどのくらいなのかを聞きたいのが第1点、それから、結局、福祉公社が使える面積との関係で、改修工事費というのは坪単価どのくらいになるのか、そこら辺は、計算しているのかどうか、その辺を教えていただきたい。

・河中常務理事：まず、この事務所にどれくらいいるかという見込ですが、確かに契約は3年契約です。更新も可なので、その後、6年、あるいはその途中で4年、5年という形で移るという可能性もある。今般の事務所移転の議論の中で、これから法人としてのあり方を、もう一度改めて議論した上で、それを踏まえて、新しい事務所の移転先を議論していかなければならないということ、それから、この間、市民関係団体、あるいは市民の方等の意見に、かなり市有地等の可能性も議論されていた。

そういうことを考えていくと、この新しい事務所の契約期間が平成22年10月1日から3年間ではあるが、3年間で次のところに移ることは、かなり厳しいと考えている。次の本格的な事務所移転というのは、現時点で、定かなことは言えないが、やはり5年、6年とかになる可能性はあると考えている。単価についてはまだ計算していないが、終わるまでに出したいと思う。

・安藤理事：市議会の厚生委員会で、この件を報告・説明をされたそうだが、その辺と、この

関係をもう一度教えていただきたい。

・河中常務理事：厚生委員会では、事務所のレイアウト、それも、1階が社協のスペース、2階が福祉公社ですよという、その程度の報告は行った。

・安達理事：先ほどの常務理事の説明の中で、別途工事について、全部今回の補正予算の中に入っているという説明を受けて、その後、いろいろ聞いていると、そうでもないのではという感じがしたが、どうなっているのか。六千何百万という数字も出てきている。

・河中常務理事：見積額の表をごらんいただきたいと思うが、6,370万というのは、社協も含めた全体の数字であり、そのうち公社が負担する分は、共有部分の按分も含めて、こちらの一番右の欄の3,327万円ほど、そのほかに別途工事として、LAN敷設150万円なども含めて、3,700万円計上させていただいたという説明だ。

・安達理事：そうすると、前にもらった見積額から80万円オーバーしている、今回の訂正分で。前の見積書では公社負担分が3,200万ですね。今度、訂正分で3,320万。この見積もり見ていて、トータルの補正額5,600万。これは、明細と合わせてもぴったり合う訳だから、オーバーしないという感じがするのが1点。それから、もし、この47万6,000円以外に支出する経費があるとすれば、今回提案されているのは、補正予算についてだけだが、事務所移転については、これだけかかりますよと。それに対して補正するのであれば、補正はこれだけだという形で、問題は出でこないと、事務所移転でどれだけのお金がかかるかというのが、そういう形でないとわからない部分がある。そこら辺をちょっと説明してもらいたい。

・河中常務理事：当初、送った見積書の金額と、きょう、配った見積額訂正版との金額の違いですが、これは本来、共有部分に入れるべき会議室の見積額が、すべて市民社協のほうに入っていた。この金額が税引きで161万円ほどあったわけです。それを共有部分に移したことによって、公社の公用按分をプラスした公社負担分がふえ、社協の公用も含めた負担分が減ったという構図で、この金額の違いが出たということです。

また、事務所移転にかかる経費について、補正ですべて盛り込まれているかということについては、平成22年度に支出が必要なものについては、今回の補正で、現在考るものは、すべて計上している。ただ、先ほど言った敷金、あるいは23年4月家賃というのは、本来、3月までに払うべきものだが、これについては、新年度に払えればいいということで合意を得ているので、新年度予算で改めて計上して審議をお願いしたいと考えている。

・安達理事：そうすると、当初もらった案よりも増えた理由は、さっきも説明されたが、市民社協分からこっちへ来たというだけでしよう。そうすると、当然、この5,647万6,000円という

のは、増えないとおかしくないか。公社の予算を提案しているわけだから。

・河中常務理事：これについては、当初3,200何十万ほどの最初の改修工事の経費にプラス別途工事の額プラス・アローアンスといいますか、その工事で計上したものと含めて、3,700万計上して、補正予算を組んでいたので、80万円ほどの增高については、ここで吸収できると考えて、こちらの議案部分については改めて変更はしなかったという次第です。

・安達理事：それだけに、示されている数字が、つまりこれだけかかるのだからと補正すれば、どこかが動いたり増えたりすれば、絶対足りなくなるという、普通そういう内容の話が出てくるのが普通じゃないかと思っているので、初めからかなり粗々に読み込んで補正を出すというのは、ちょっとおかしな感じがする。それで、全体で、22年度は幾らかかって、新年度はどうなるんだという、そういう資料の出し方でないとまずいのかなという感じがした。内容については、必要なものはやる以外にないと思う。

・河中常務理事：安達理事の質問に関しては、改修工事、そのうちの消耗什器備品費、委託費についての金額、それから固定資産取得支出にある什器備品購入支出のところで、改修工事が含まれているが、これらを含めて5,600万ほどかかると理解いただけるのではないかと思う。

その中で、先ほど申し上げた3,700万の改修工事費が、この中に掲げてあるが、そのうちの3,327万円が、第一期の改修工事の本体工事にかかる費用、その他が別途工事にかかる費用とご理解いただければと思っている。

・加瀬理事：理事会で決めたことは、2,000万から3,300万円の範囲で改修が行われるという約束だったと思う。建物附属設備建設支出というのが、その内容になると思う。そうすると、それは3,700万円ではなくて、4,200万円と私には読める。電話とか、パソコンのLANの架設とか、こういうものは、やはり改修の中に含まれているということではないのか。また、コピー機の購入などは什器備品を整えるということなので、違うと思うが、そういう読み方ではおかしいか。

・河中常務理事：建物附属設備費の中のLAN敷設、パソコン等については、別の業者でもつて施工する、これはまた、相見積もり等の競争をさせて行うことを考えているが、これは専門業者にともともと考えていたので、別計上をした。前回、改修工事にこれくらいかかるのではないかと申し上げた点ですが、まだ見積もりをとっていない段階で、目安で申し上げたもので、あくまで建物に対する事務所としての支援に変更するための工事として、これくらいかかるのではないかと申し上げところで、LAN敷設やOA機器の配線敷設のことまで私は想定したものではないと理解いただきたいと思っている。

・加瀬理事：実は、私の家でもパソコンのLAN敷設をお願いしようとした。もちろん広さが全然違うが、壁を一回はがしてやっているわけだから、道路工事みたいにガス管を入れるからもう一回掘るという、そういう幾つもの専門は別だといっても、そんなに掘り返して何回もやる工事ではないと思う。パソコンのLANだと、今、コードを入れないそうで、管を入れて、そこの中のコードが変わったときには、高度なものに変えられるように管を入れるのだそうだが、そういう設備をしてもらって、うちは5カ所、口を取りつけようしたら、費用が5万円と言われた。そうすると、150万円というのは、幾つづけるのかわからないが、50カ所つけても50万円だろうと思う。電話の工事費とか、電話機をどんなものにするのかわからないが、本当にこんなにお金がかかるのかというのが、素人判断では理解できない。

ですから、先ほど言ったように、仕様書があれば、それを吟味することができるのにと思うが。そういうわけで、値引きを交渉するというが、結局、3,300万のほかに、駐輪場とか、パーテーションが220万であるとか、プラス予想外の支出を見込んで3,700万という説明があったが、結局のところ、どういう会社がやるのかわからないが、4,200万が改修費用だというふうに、私には見えるが、間違いか。

・河中常務理事：事務局で計上した意図としては、改修工事は事務所として住むために必要な造作の工事と考えているのと、実際にその附属設備、電話、OA機器を敷いたりするためには、改めて、それを新しい事務所でも敷いて、ソフトを作動させるために必要な部分と思っているので、計上した。

もちろん改修工事の中で、LANのための、一次電源工事や、ほかの電源の敷設工事、ハブに届くまでの第一次電源工事等は改修工事の中に含まれているが、電源をつなげて、OA機器やコピー機などを正常に作動させる工事に必要な費用を、パソコンLAN敷設工事等で計上させていると考えているので、私どもの認識としては、改修工事とは別個に考えていると理解いただきたい。

・安達理事：意見ですが、今回は時間がなかったのでやむを得なかつたと思うのだが、普通の場合、福祉公社と契約した設計技師が、まず値段を聞いて、それで積み上げて、それをもとにした補正予算を組むなり、その後の処理としては、入札に付す、というやり方が普通のやり方なのでしょうが、そうでなくて、何か工事をする人が設計図面も引いたりしているものだから、どれだけの金が本当にかかるのかなと、どうしても疑心暗鬼みたいになるので、今回は正直言って、時間がなくてやむを得なかつたのだろうけれども、本来の流れとはちょっと違うなと、これは意見ですが、感じている。

・高橋管理係長 今、配ったのは、第4回の理事会の資料で物件の概要の中に1階と2階と地下の平米数の記載があり、坪で書き添えてある。金額については、机上配付させていただいた見積額の金額の公社分としているのは、公社と共に按分という部分の3,326万6,100円としていて、社協分が、社協プラス共用按分と3,045万8,400円の金額で計上しているので、共有部分の面積部分の割り出しが困難なので、参考として見ていただければと思う。全体の総延べ床面積が約220坪と少し端数があるが、220坪として、全体の見積額63,724,500を割り振して坪単価、1坪当たり28万9,656円というのが、割り出した数字です。

上の公社分、社協分については、占有部分の按分面積比率の算出が、ちょっとできていないので、あくまで参考と見ていただければと思う。

・河中常務理事：補足です。建物面積の計算の考え方ですが、これは大分粗々の計算ですが、まず、福祉公社の占有部分ですが、これは2階と、倉庫の半分を考えて、280平米ほどある。それから1階の建物内の共用部分、これが約140平米ほどなので、これは、単純に140の半分を考えると70平米、それを合わせると350平米で、これで3,320万を割り振った数字が坪単価、平米単価という考え方になるかと思う。

・安藤理事：私のところは、障害者総合センターなのだが、1年前に改修工事をやり、ちょうどこの時期にこんな話を、私どももしていた。時間的な問題、私どもは、業者が施工しているときに、床や天井の配線を切ってしまったとか、予期せぬことが起き、結果的に延びてしまった。そういう意味で、安達理事が言っていたが、今回、作ったところが改修工事に当たるということ、これは。だから、そういうケアレスミスはないのかもしれないが、時間的にきちんと間に合って、公社の仕事が順々とできるのかという、その辺が、私も心配だなと思ったりしているが、それは大丈夫なのか。

・河中常務理事：これについては、この間、10月から予定している業者とも工事のスケジュールについては詰めているので、正確に、6月上旬までに施工を基本的に終わらせるという形なのが、それについては、十分に協議をしている。

・加瀬理事：今の安藤理事の話ですが、私もちょっと心配です。というのは、この物件、条例違反だとご存じですか。聞いていないですか。

・加瀬理事：知らないですか。おかしいですね。社協の三輪さんはご存じだと思う。というのは、私、よそから聞いた話で、この物件は、排水口が2つある。条例では公設ますと言うのだけだが、公設ますは1つで、あとは仮設でつけた私設ますだということを、今日、電話で聞いた。そのことが、社協の三輪さんには伝わっているらしく、三輪さんも「しょうがねえな

あ」と言ったという、そのように電話で言っていた訳です。

ということは、結局、事務局で知らなかつたとすれば、その届け出がどうなるのか、私は詳しいことはわからないが、仮にトイレをつけたとしても、排水設備が何か問題を起こせば、それを直すのが、公設ますでなければ、私設のものでやっていれば、まず私的な負担になるというふうに言っていた。

それから、その建物には届け出はないということでした。排水許可の届け出をしていないということ。随分昔には届け出があるが、改築をして建てかかえた以降は排水許可が出ていないと言っていた。

そうすると、排水の問題で、ますだけ取りかえれば簡単な話で済めばいいが、もしかすると耐震の問題も調べていませんよね。信用しているのでしょうか、どうも問題のもう一つの排水設備というのは、自分で勝手に、改築した後からつけたらしい。ですから、排水設備が外に出ているというか、地下に埋設されていない排水設備だそうです。

というようなことがあり、この施工業者を信頼して、ほかの第三者意見がまだ出ていないとい中で、一級建築士に適正なものかの判断をしていただいている途中だというふうにお言いましたよね。そういう状態で、もう契約してしまって……。これはもう契約してしまっているのか。まだ契約していないのか。そうすると、他の方法というのは考えられないものか。そんなに信頼して、すっかり任せて、向こうの建てた方は、信頼できる業者なのかということを、ちょっと私は不安に感じている。

・会田議長：ちょっと加瀬理事にお尋ねしますが、どなたからの情報で、そのようなことを確認したのか。

・加瀬理事：私は建物を見なかつたので、ちょっと見てきた。そうしたら、「汚水」と書いた施設が外側に2つあった。それで、ちょっと不思議に思った。ですから、今、うちも改修している途中なので、そういう情報があつたわけです。よそから聞いた話で。で、武藏野市はどうなのかなと思って伺った。

・会田議長：公設ますが2カ所で、届け出は過去にはされていたけれども、今はどうだかわからない、ということについては、どなたからの情報か。

・加瀬理事：それは下水道に電話をして伺った。

・会田議長：下水道というのは、市役所の下水道課か。

・加瀬理事：はい。電話をして、届け出がないということも、その担当の方に伺った。

・会田議長：担当の名前は。

- ・ 加瀬理事：イソベさんですか。三輪さんと長く一緒に仕事をしていたと言っていた。
- ・ 河中常務理事：まず、耐震について確認されていないのではという話があったので、お話しすると、これについては、平成12年にこの建物を建てており、その際の構造計算書はもらっている。耐震はきちんとされているという認識でいる。

それから、汚水ますの関係ですが、これはセコムホームライフ株式会社が貸主ですので、関連業者であるホームライフ管理の施工責任がどうこういう前に、貸主側で、もし、私どものほうで不利益のある場合には、それを確認する必要があると思うが、基本的に、この工事の改修契約についての手続を進める上では、私どもには特に問題はないと考えている。

議案第11号、事務所移転にかかる補正予算について、挙手多数により原案のとおり決した。

- ・ 他に質問等はなく、理事長より議事が全て終了した旨を告げ、理事会を閉会した。

閉会：午後 7 時 25 分閉会